

【ABC 消費者情報 Vol. 124】

◎仮想通貨での儲け話は慎重に！

「仮想通貨」を投資目的で購入したところ、トラブルに巻き込まれたという相談が寄せられています。

■相談事例

○「仮想通貨に投資すると儲かる」と友人に勧誘され投資した。半年経過したが儲けがなく、電話もつながらない。お金を取り戻したい。

■アドバイス

○仮想通貨は、インターネット上で自由にやり取りされる通貨のような機能を持つ電子データで、円やドルなどの法定通貨とは異なります。

○仮想通貨の取引には、価格変動などのリスクがあります。取引内容やリスクを理解できなければ、契約は控えましょう。

○仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が必要です。交換業者は金融庁のホームページで確認できます。

○仮想通貨交換業者には、利用者への手数料や契約内容などの適切な情報提供が義務付けられています。

■仮想通貨交換業者の確認

金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/index.html>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: #9110

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611